



福岡県医師会 第2795号（地）

令和7年1月21日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

有効期限を迎えた日本医師会認定産業医の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う日本医師会認定産業医（以下、認定産業医）の更新に関する特例措置（期間外申請）につきましては、令和3年3月26日付け福岡県医発第3338号（地）文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、研修会開催数や認定産業医の更新率が平常時に戻りつつあることから、本特例措置が2028年（令和10年）3月末をもって終了する旨、日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、特例措置の終了まで一定の猶予期間が設けられておりますが、可能な限り早めに研修会を受講いただくとともに、単位取得後は速やかに申請手続きを行っていただきますよう、貴会会員への周知方、何卒、よろしくお願い申し上げます。

なお、特例措置の廃止（2028（令和10）年3月末）までに2回又は1回更新が必要な貴会会員のリストを別途メールにてお送りいたします。

記

1. 特例措置による認定医の更新については、有効期限ごとに以下の通りです。

（1）最新の認定証有効期限が2020年2月～2023年3月末までの認定産業医（別紙1参照）
→特例措置の廃止（2028（令和10）年3月末）までに2回更新していること。

※2回目の更新に必要な単位は2028年3月末までに取得し、速やかに申請を行う。2回分の同時申請は不可。

（2）最新の認定証の有効期限が2023年4月～2028年3月末までの認定産業医（別紙2参照）
→特例措置の廃止（2028（令和10）年3月末）までに1回更新していること。

※2回目の更新に必要な単位は2028年3月末までに取得し、速やかに申請を行う。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

2. ホームページへの掲載について

本件につきましては、本会ホームページ及び日本医師会全国医師会産業医部会連絡協議会ホームページにも掲載されております。

また、日本医師会全国医師会産業医部会連絡協議会ホームページ内に、手元の認定証の有効期限から特例措置の廃止までに必要な更新の回数をご確認いただけるページが掲示されておりますので、ご活用ください。

1) 福岡県医師会ホームページ

<https://www.fukuoka.med.or.jp>

【掲載先】医師の皆様＞目的・内容で探す＞日医認定産業医制度・日医認定スポーツ医＞認定産業医＞有効期限を迎えた日本医師会認定産業医の取扱いについて（令和7年1月21日現在）



2) 日本医師会全国医師会産業医部会連絡協議会ホームページ

① コロナ特例の終了について（2028年3月末）

<https://www.sangyo-doctors.gr.jp/Notice/Details/9022>



② 認定証の有効期限と必要な更新回数

<https://sangyo-doctors.gr.jp/ExpirationDate/>



以上

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 岡 かおり
（公印省略）

日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項 - その 4 7 -

平素より認定産業医制度の充実、推進について種々ご協力をいただき御礼申し上げます。

これまで有効期限が 2020 年 2 月以降の認定産業医については、更新手続きの特例を設けておりました（2021 年 3 月 11 日付け健 259「留意事項その 38」ご参照）。

しかしながら、特例措置開始以降、新型コロナが収束に向かう中で研修会開催数や認定産業医の更新率が平常時に戻りつつあることから、日本医師会認定産業医制度運営委員会で慎重に議論をした結果、特例措置は 2027（令和 9）年度末（2028（令和 10）年 3 月末）をもって終了することといたしました（2028 年 3 月末までに必要な単位を取得していること）。

特例措置の終了までには一定の猶予を設けておりますが、可能な限り早めに研修を受講いただくとともに、単位取得後は速やかに申請手続きを行っていただくよう、ご指導の程お願いいたします。今後、日本医師会では更新 1 年前はがき等にもコロナ特例の終了について記載するなどして認定産業医の先生方にご案内する予定ですが、貴会管下の認定産業医にも本件を周知いただきますよう、お願いいたします。

また、都道府県医師会および関係団体におかれましては、引き続き研修会の積極的な開催にご協力いただきますよう、お願いいたします。

今後とも日本医師会認定産業医制度の円滑な実施について、貴職の特段のご理解とご協力を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

記

特例措置による認定医の更新については、有効期限ごとに以下の要件を定める（詳細は別紙の通り）。

- （１）最新の認定証の有効期限が 2020 年 2 月～2023 年 3 月の認定産業医
→ 特例措置の廃止（2028（令和 10）年 3 月末）までに 2 回更新していること。
2 回目の更新に必要な単位は 2028 年 3 月末までに取得し、速やかに申請を行う。2 回分の同時申請は不可。
- （２）最新の認定証の有効期限が 2023 年 4 月～2028 年 3 月の認定産業医
→ 特例措置の廃止（2028（令和 10）年 3 月末）までに 1 回更新していること。
更新に必要な単位は 2028 年 3 月末までに取得し、速やかに申請を行う。

2028 年 3 月末の時点で、これを満たさなかった場合は、認定産業医の資格が失効となります。

以上

証

殿

あなたは日本医師会認定産業医
であることを証します

認定有効期間 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日

日本医師会長

〇〇〇〇

この証は令和〇年〇月〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇号をもって
日本医師会の原簿に登録した

日本医師会事務局長

この証をもって、労働安全衛生規則第14条第2項第1号に規定された
研修を修了したことを証明する

まずは、認定証にある
この日付をご確認ください。
これが有効期限です。

※コロナ特例によって有効期間5年のサイクル
が変わることはありません。

コロナ特例の終了 ―認定証の有効期限と必要な更新回数―

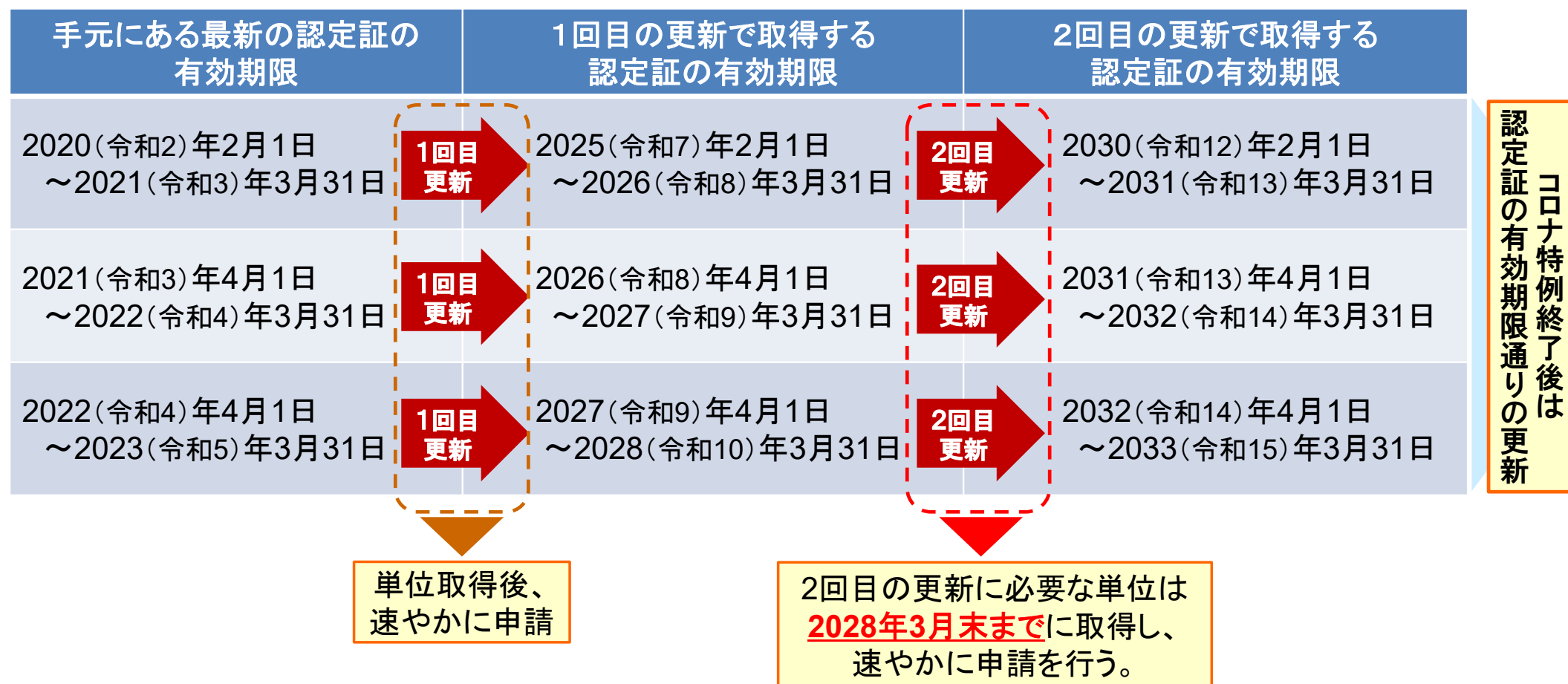
- **特例措置は2027(令和9)年度末(2028(令和10)年3月末)をもって終了**※1)。
- 最新の認定証の有効**期限**に対応する必要な更新回数は下記の通り。

※1) 必要な単位取得後、速やかに申請を行う。

※2) まず20単位を取得して更新し、その後改めて20単位を取得して更新をする**(2回分の同時申請は不可)**。

手元にある最新の認定証の有効 期限	必要な更新回数
2020(令和2)年2月1日～2021(令和3)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新※2)
2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新※2)
2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新※2)
2023(令和5)年4月1日～2024(令和6)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2025(令和7)年4月1日～2026(令和8)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2026(令和8)年4月1日～2027(令和9)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2027(令和9)年4月1日～2028(令和10)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2028(令和10)年4月1日～2029(令和11)年3月31日	認定証の有効期限通り2028年度に更新
2029(令和11)年4月1日～2030(令和12)年3月31日	認定証の有効期限通り2029年度に更新

参考 2回更新が必要な場合のイメージ



- 2回分まとめたの同時申請はできません。

参考 1回更新が必要な場合のイメージ

手元にある最新の認定証の有効期限		1回目の更新で取得する認定証の有効期限
2023(令和5)年4月1日 ～2024(令和6)年3月31日	1回目更新	2028(令和10)年4月1日 ～2029(令和11)年3月31日
2024(令和6)年4月1日 ～2025(令和7)年3月31日	1回目更新	2029(令和11)年4月1日 ～2030(令和12)年3月31日
2025(令和7)年4月1日 ～2026(令和8)年3月31日	1回目更新	2030(令和12)年4月1日 ～2031(令和13)年3月31日
2026(令和8)年4月1日 ～2027(令和9)年3月31日	1回目更新	2031(令和13)年4月1日 ～2032(令和14)年3月31日
2027(令和9)年4月1日 ～2028(令和10)年3月31日	1回目更新	2032(令和14)年4月1日 ～2033(令和15)年3月31日

認定証の有効期限通りの更新
コロナ特例終了後は

更新に必要な単位は
2028年3月末までに取得し、
速やかに申請を行う。